



悪質通販サイトにご注意！

【事例1】

SNS の広告で「特別割引」の洋服を見つけ注文した。支払方法は銀行振込の前払いだけだった。振込をして商品を待ったがなかなか届かなかったので、事業者と連絡しようとサイトを確認したら、連絡先の記載がなかった。

【事例2】

ネット検索中にフライパンの広告を見つけ、「2個購入で更にお得」「8日間返品・交換可能」と記載があったので2個注文した。商品が届き確認すると広告とは異なる粗悪品だったため、返品しようと事業者へ電話をしたが繋がらず、メールを何度も送信しているが返信が無い。

【解説】

インターネット通販のトラブルが多発しています。AI の発達で通販サイトを容易に作成できるようになり、悪質なサイトか否かを見極めることは非常に困難になっています。悪質サイトでは事業者の連絡方法の記載がなかったり、あっても連絡が取れないなどで被害回復が困難となるケースが少なくありません。

【アドバイス】

▼「値引き」や「複数個の購入での割引」などのうたい文句にすぐにとびつかないようにしましょう。

品薄や希少で入手困難な商品がなぜかそのサイトでだけ販売されている場合も注意が必要です。

▼検索中に出てきた広告、SNS や動画上の広告から誘導されたサイトで直ぐに商品を申し込まないようにしましょう。

悪質通販サイトにつながっている危険があります。

▼事業者の情報を確かめましょう。

「特定商取引法に基づく表記」で事業者の住所や連絡方法を必ず確認しましょう。また、その事業者名で検索しなおして、「正規のサイトが別に存在しないか」「公式サイトに偽サイトの注意喚起情報はないか」などを確認しましょう。

▼支払方法が「銀行振込などの前払い」「代金引換」などと限定されている場合は注意が必要です。

このような支払方法だと事業者と連絡が取れない場合、返金を求めることができなくなります。

通販サイトを見て「おかしいな」と感じたら、注文をする前に消費生活センターに相談しましょう。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分
土・日曜・祝日の相談窓口は、
消費者ホットライン 188（局番なし）